

ANA ウイングス株式会社
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

客室乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(厳重注意)

令和 4 年 7 月 29 日、ANA632 便（岩国空港発 東京国際空港着）に乗務予定の客室乗務員 1 名について、乗務前のアルコール検査を実施したところアルコールが検知された旨、同日に貴社から報告があった。

航空局から貴社に詳細報告を求めたところ、当該客室乗務員は同僚の他の客室乗務員 2 名と前日に飲酒を行っており、当該客室乗務員及び他 1 名の客室乗務員は飛行勤務開始 12 時間前（前日 18 時 35 分）を超えて飲酒していたこと及び推定飲酒量が 4 ドリンクを超えていた*旨報告があった。

※同席していた残り 1 名の客室乗務員については、飛行勤務開始 12 時間前までに飲酒を終え、推定飲酒量も 4 ドリンク未満であった。

また、当該客室乗務員は 1 回目アルコール検査でアルコールが検知した後に行われる会社からの確認において、上記の状況を隠し虚偽報告を行い 2 回目、及び 3 回目のアルコール検査が実施されていたこと、他 2 名の客室乗務員もその状況を認識していながら申告が行われなかった旨報告があった。

これらの事案は以下のとおり航空法第 104 条第 1 項に基づく認可規程である貴社の運航規程に違反するものである。

- 客室乗務員の乗務前のアルコール検査でアルコールが検知された。
- 運航規程で定める飛行勤務開始 12 時間以内の禁酒に違反した。
- 運航規程で定める乗務開始 12 時間前に体内に残存するアルコール量を 4 ドリンク相当以下にする自己制限に違反した。

また、以下のとおり安全管理システムが機能していないと認められる。

- 当該客室乗務員は前日の飲酒を隠蔽し乗務前のアルコール検査を実施した。
- 複数の客室乗務員はアルコール検査時に前日の飲酒を会社に申告しなかった。
- 複数の客室乗務員が飲酒をする中で、飛行勤務開始 12 時間以内の禁酒違反及び飲酒量を注意する者がいなかった。

このような不適切な行為等が行われたことはアルコール対策の浸透が未だに徹底されておらず、極めて遺憾であり、厳重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、令和 4 年 8 月 31 日までに文書にて報告されたい。